

平成 24 年 11 月 29 日

## 国の行政機関におけるネガティブ情報の公表に関する調査

### <調査結果に基づく改善所見の表示（通知）>

総務省近畿管区行政評価局（局長：駒形健一）では、地域の住民生活に密着した行政上の問題点を取り上げ、行政運営の改善を図るための行政評価・監視を実施しています。

今回、国の行政機関（近畿管内）におけるネガティブ情報の公表状況について、平成 24 年 8 月から調査を実施し、その結果を取りまとめ、国の行政機関に対し必要な改善所見について表示（通知）しましたので、公表します。

〔本件照会先〕

総務省近畿管区行政評価局

第一部第 3 評価監視官 藤井 豊

電話(直通) 06-6941-8759

FAX 06-6941-8999

※ 結果報告書等は、当局ホームページに掲載しています。  
<http://www.soumu.go.jp/kanku/kinki.html>

## □ 調査の概要

### 制度の概要・調査の背景

- 国の行政情報については、政府の国民に対する説明責任を全うし、国民の安全や利便等の向上を図るため、アクセスしやすい媒体・方法で、適時・的確に公表することが求められています。
- 「行政情報の電子的提供に関する基本的な考え方(指針)」(平成16年11月12日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定。以下「電子的提供指針」という。)によると、行政機関に蓄積されている行政情報を電子的手段(原則としてホームページに掲載すること)により提供することを積極的に推進することとされています。
- 民間事業者や各種資格職業者の活動について、国の行政機関は、法令に基づき指導・監督を行い、その活動の公正性、適切性を担保することにより、社会、経済活動の安定と発展を図っています。
- そうした中で、国民にとって事業者選択の判断材料の一つとなり、また、法令遵守の確保を図るため、行政処分等の「ネガティブ情報」(※)の適切な公表が求められているところです。  
※ 行政処分等(民間事業者等への規制・監督や各種資格職業者への指導・監督を目的とした不利益処分及び同じく社会的影響の大きい行政指導等)の情報

### 調査の実施

- 総務省近畿管区行政評価局では、関係行政の改善に資することを目的に、行政におけるアカウンタビリティ(説明責任)を果たし、国民の安全や利便性の一層の向上を図る観点から、国の出先機関におけるネガティブ情報のホームページによる公表状況等について調査しました。
- なお、本調査は、総務省近畿管区行政評価局が独自に企画、立案し調査するもので、国の出先機関が保有するネガティブ情報の提供に関して横断的に調査するのは、全国で初めてです。
- 調査対象とした国の出先機関20機関のうち、平成21年度以降に行政処分等の実施例がみられた機関は次の14機関  
近畿総合通信局、大阪法務局、近畿財務局、大阪税関、大阪国税局、近畿厚生局、大阪労働局、近畿農政局、近畿経済産業局、中部近畿産業保安監督部近畿支部、近畿地方整備局、近畿運輸局、大阪航空局、近畿地方環境事務所
- 調査実施時期:平成24年8月～11月

### 調査結果及び改善通知

調査の結果、①ホームページによるネガティブ情報の積極的な公表が必要なもの、②ホームページによるネガティブ情報の提供時期等の的確化が必要なもの、③ホームページにおけるネガティブ情報の利便性の向上が必要なものが、合計14事項(19事例)みられました。

平成24年11月29日⇒関係11機関に改善所見を通知

## □ 改善意見を通知する主な事項

### 1 ホームページによるネガティブ情報の積極的な公表

#### 制度やしきみ

国の行政機関が行う行政情報の公表に関しては、情報公開制度のような通則的な法律の定めはなく、ネガティブ情報の公表については、①個別の法律に規定があり、これに基づき実施している場合、②法律に直接の規定はないが、行政機関自身が公益性等から公表が必要であるとして実施している場合があります。

また、電子的提供指針によると、行政情報を電子的手段により提供することを積極的に推進することとされており、特に、法令により公表が義務付けられている情報は、原則として現行の公表等の手段に加えてホームページにおいても提供することとされています。

#### 調査結果

#### (1) 法令により公表が義務付けられているネガティブ情報をホームページにおいて公表していないもの(平成21年度以降)

- ① 司法書士や土地家屋調査士等に対し、業務禁止等計26件の行政処分を行い、いずれも法定の官報公告を行っているが、ホームページによる公表は行っていない(大阪法務局)。
- ② 土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)の指定調査機関に対し、1件の指定取消処分を行い、法定の公示を官報で行っているが、ホームページによる公表は行っていない(近畿地方環境事務所)。

#### (2) 行政機関自身が公表の必要があるとしているネガティブ情報をホームページにおいて公表していないもの(平成21年度以降)

- ① 航空運送事業者に対して行った7件の行政指導について、公表の必要があるとしてプレス発表はしているが、ホームページでの公表は行っていない(大阪航空局)。※「国土交通省ネガティブ情報等検索サイト」でも未公表。
- ② 経済産業省は、消費生活用製品安全法(昭和48年法律第31号)及び電気用品安全法(昭和36年法律第234号)に関し、経済産業局担当部長が実施した注意(行政指導)については、年間の一覧表として件数及び概要をホームページにより公表するよう考え方を示しているが、近畿経済産業局産業部長が実施した計129件については、公表されていない(近畿経済産業局)。

※ 本事例について、調査後公表措置を実施。

#### 改善意見を通知

公表が義務付けられているネガティブ情報や行政機関自身が公表の必要があるとしているネガティブ情報については、ホームページにおいて積極的に公表する必要がある(大阪法務局、近畿地方環境事務所、大阪航空局)。

## 2 ホームページによるネガティブ情報の提供時期等の的確化

### 考え方

電子的提供指針における時宜を得た情報の提供等の趣旨を踏まえると、ホームページによるネガティブ情報の提供に当たっては、適時に、また適切な期間を設定して公表するなど、国民に対する的確に提供することが重要であると考えられます。

### 調査結果

#### ○ ホームページによるネガティブ情報の提供時期等の的確化が必要なもの(平成21年度以降)

- ① 鉄道事業者に対する文書指導について、本省が管理運営する「国土交通省ネガティブ情報等検索サイト」や自局ホームページへの掲載による公表の取扱いが区々となっているものがある(近畿運輸局)。
- ② 自動車整備業者に対する行政処分についてホームページで公表しているが、該当事例がないため10年以上の長期にわたってページが更新されておらず、担当課の名称が当時のままとなっているページがある(近畿運輸局)。  
※本事例について、近畿運輸局では、調査後改善。
- ③ 港湾運送事業者に対し、36件の文書警告を行い、ホームページで公表しているが、掲載時期が文書警告実施日の27日から56日経過後となっている(近畿運輸局)。
- ④ 不法無線局を開設した民間事業者に対し、1件の運用停止命令を行い、指導・監督状況の年度報告としてホームページで公表しているが、処分実施時点では公表を行っていない(近畿総合通信局)。
- ⑤ 通関業者に対し、1件の業務停止処分を行い、ホームページで公表しているが、被処分事業者の業務停止期間中(71日間)であるにもかかわらず、公表期間は処分日から15日間で終了している(大阪税関)。

### 改善意見を通知



電子的提供指針の趣旨等を踏まえ、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 公表基準を設けるなどによる実施の統一性の確保、行政指導後の速やかな公表の実施(近畿運輸局)
- ② 行政処分を実施した時点での公表(近畿総合通信局)
- ③ 処分内容(業務停止期間)を考慮した公表期間の適切な設定(大阪税関)

### 3 ホームページにおけるネガティブ情報の利便性の向上

#### 考え方

ホームページによるネガティブ情報の公表に当たっては、分かりやすく、目的の情報を探しやすくするように配慮するなど、国民に対する利便性の向上に努める必要があると考えられます。

#### 調査結果

#### ○ ホームページにおけるネガティブ情報の利便性の向上が必要なもの

##### ① ネガティブ情報の一覧性が確保されていないケース

- i) 過去の報道発表資料等の中に情報が散在している（大阪労働局、近畿経済産業局、中部近畿産業保安監督部近畿支部）。
- ii) 個々の事例の件名に被処分者名などの事例を特定するための具体的情報が含まれていない（近畿厚生局、大阪労働局、中部近畿産業保安監督部近畿支部）。

##### ② ネガティブ情報の掲載場所が分かりにくいケース

- i) 掲載されるページがページのタイトルから分かりにくいもの（近畿財務局、中部近畿産業保安監督部近畿支部）。
- ii) 「国土交通省ネガティブ情報等検索サイト」にリンクしているが、トップページにその案内がないことから、当該サイトの存在が分かりにくい（大阪航空局）。
- iii) ネガティブ情報に関係する同一名称の2つのバナーから、それぞれ別のページにリンクしている（近畿農政局）。

※ 本事例について、近畿農政局では、調査後改善。

#### 改善意見を通知



ネガティブ情報が迅速に検索できるなど利便性の向上を図るため、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 掲載場所の集約、一覧表の作成などによる一覧性の確保（近畿厚生局、大阪労働局、近畿経済産業局、中部近畿産業保安監督部近畿支部）
- ② 掲載ページのタイトルやリンクの見直し（近畿財務局、中部近畿産業保安監督部近畿支部、大阪航空局）